

平成 26 年度 事業計画書

1. 出務体制

- (1) 診療科目、診療時間 別紙 1 のとおり
- (2) 急に具合が悪くなった方に応急処置を施し、かかりつけ医に引き継ぐための外来診療を行う。
- (3) 現場責任者として統括部長を配置する。統括部長の役割については、コーディネーター機能を含む医療相談や苦情対応をはじめ、重症患者に対しすみやかに後方病院へ移送すべく的確、迅速な判断をお願いすることとしている。

(統括部長の業務内容詳細 別紙 2 のとおり)

- (4) GW、年末年始をはじめ、インフルエンザ流行期等多くの受診者が予想される時期に今年度も受付を分離し、受診者の待ち時間短縮を図る。

2. 後方支援体制の強化

- (1) 後方支援病院への移送をスムーズに実施させるため、市主催の救急医療対策会議とは別に、今年度も医師会主催で二次輪番病院担当者会議や病院長懇談会を開催し、一次、二次、三次救急の役割について話し合い、相互理解を得る。

3. 要望、苦情への対応

- (1) 利用者からの要望、苦情等については今年度も新潟市と協議の上、迅速適切に対応する。
- (2) ここ 1、2 年コメジカルに対する苦情は少なくなってきたが、受診者と最初に言葉を交すのは受付の事務や看護師であり、さわやかな対応が求められる。そのため、今年度もコメジカルを対象に接遇研修を実施し、受診者の目線に立った対応に努めていく。
- (3) 出務医師の診療態度に対する苦情が寄せられており、これまで各医会を通じて具体的な事例を上げ注意を呼びかけているが、さらに徹底を図っ

ていく。

- (4) 医師が患者の状態を的確に把握し、二次輪番病院へ送るか、帰して翌日かかりつけ医を受診させるかの判断は大変重要である。そのため出務医師が判断に迷う場合には統括部長と協議できる体制づくりを構築する。
- (5) 新潟市急患診療センターは急に具合が悪くなった方に対し、あくまでも応急措置を施し、かかりつけ医に引き継ぐための外来診療を行うところであり、機器の整備も含め病院に比べると受診者の要望に応えられる範囲は限られている。毎年、受診者は「休日診療所」と思って受診する人が多い。また、新潟市急患診療センターは深夜加算等で診療費が高い。これらのことから苦情へと発展するケースも多く見られる。今後も機会をとらえ、「市報にいがた」「区だより」等で市民に対し、広く広報することを市に願う。

一方、通年にわたりアンケート用紙及び投函箱を用意し、要望の把握に努める。

4. 新潟市との連携強化

- (1) 平成 25 年 4 月 1 日から現場責任者として統括部長を配置した。今後は急患診療センター現場での問題点について市地域医療推進室と統括部長を含めた医師会事務局とで、その都度検討会議を開催していく。大きな問題については「新潟市急患診療センター運営検討会議」に諮るなど新潟市と連携し急患診療センターのよりよい運営を目指していく。
- (2) 消防局との連携

診療時間外に来られた患者や重症患者に対する後方支援病院の紹介について、うまく機能しない場面もある。今後は統括部長をはじめ医師会と市地域医療推進室と消防局との三者の一層の連携を図っていく。

<診療科目、診療時間>

診療科目	平日	土曜	日曜・祝日
内 科	19:00～翌7:00	14:00～翌9:00	9:00～翌7:00
小 児 科			
眼 科	/	/	9:00～18:00
耳鼻咽喉科			
脳 外 科			
産婦人科			
整形外科	19:00～22:00	22:00～翌9:00	9:00～22:00
外 科	/	15:00～22:00	/

急患診療センター統括部長の業務について

業務内容	<p>◇管理運営に関すること（人事・施設管理に関することを除く）</p> <p>①医療相談（コーディネーター機能含む）</p> <p> *患者病状の聞き取りによる受診の必要性の有無</p> <p> *家庭での応急対応方法</p> <p> *診療時間外診療科目への対応</p> <p>②苦情対応：対処、改善</p> <p>③センター長及び行政との連携</p> <p>④個人情報の保護</p> <p>⑤接遇の向上</p> <p>⑥医療安全会議に関すること</p>												
勤務体系	<p>◇週3日勤務</p> <p>*平日 午後7時から午後11時まで</p> <p> 出勤日（基本）＝火曜・木曜</p> <p>*土曜 午後3時から午後11時まで（隔週）</p> <p>*日曜 午前9時から午後5時まで（隔週）</p> <p>*その他 会議出席（月1、2回程度）</p> <p>注）出勤日が祝日となっても勤務時間は上記時間とする</p>												
給与等	<p>◇新潟市医療俸給表に準拠（固定給、賞与なし）</p> <table data-bbox="478 1478 1037 1702"> <tr> <td>4級1号</td> <td>月額</td> <td>467,100円</td> </tr> <tr> <td>管理職手当</td> <td></td> <td>99,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>566,200円</td> </tr> <tr> <td>年額</td> <td></td> <td>6,794,400円</td> </tr> </table>	4級1号	月額	467,100円	管理職手当		99,100円			566,200円	年額		6,794,400円
4級1号	月額	467,100円											
管理職手当		99,100円											
		566,200円											
年額		6,794,400円											
その他	<p>業務時間内における診療行為については、給与額内に含む。</p> <p>業務時間外における診療行為については、センター出務単価に準ずる。</p>												